



様式第6号（第4条関係）

開示決定等期限特例通知書

武市教文生第58号

平成27年7月2日

前田勝之様

武雄市教育長 浦郷 究



平成25年8月1日付けの開示請求に係る公文書は、著しく大量であるため、武雄市情報公開条例第10条の規定により、開示決定等をする期限を次のとおり延長しましたので通知します。

公文書の件名	武雄市図書館・歴史資料館改修工事（委教第22号）に関するすべての文書
相当部分につき開示決定等をする期限	平成27年7月3日
上記期間内に開示決定等をする部分	武雄市図書館・歴史資料館改修工事（委教第22号）に関する事務手続き等に関する文書
残りの部分につき開示決定等をする期限	平成27年12月25日
延長の理由	開示請求に係る文書が大量であるため
担当課	教育部 文化・学習課 担当：錦織 (電話番号 0954-23-5168)
備考	

第 9 条 実施機関は、開示請求があったときは、その日から起算して 15 日以内に、当該開示請求に係る公文書を開示するかどうかの決定(以下「開示決定等」という。)をし、速やかに、開示請求者に対し、その内容(公文書の全部又は一部の開示を行う場合は、その日時及び場所を含む。)を書面により通知しなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、その理由を前項の書面に記載しなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 15 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、市以外のものに関する情報が記録されている公文書の開示決定等を行うときは、あらかじめ当該市以外のものの意見を聴くことができる。
- 5 実施機関は、前項の規定により市以外のものの意見を聴いたときは、開示決定等の内容を開示決定後直ちに、当該市以外のものに通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 10 条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して 30 日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(公文書の開示の実施)

第 11 条 実施機関は、第 9 条第 1 項の規定により公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該公文書の開示をしなければならない。

- 2 公文書の開示は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、閲覧による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、当該公文書の写しにより、これを行うことができる。

(費用負担)

第 12 条 この条例の規定による公文書の開示に係る手数料は、無料とする。ただし、公文書の写しの交付を受けようとするものは、当該写しの交付に必要な費用の範囲内で規則で定める額を負担しなければならない。